



様式第3（第7条関係）

|        |       |
|--------|-------|
| ※受理年月日 | 年 月 日 |
| ※受理番号  | 106   |
| ※備考    |       |

## 変更届出書

令和7年11月25日

埼玉県知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

名 称 イオンタウン株式会社  
代表者名 代表取締役 加藤 久誠  
住 所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

名 称 株式会社ワークマン  
代表者名 代表取締役 小濱 英之  
住 所 群馬県伊勢崎市柴町1732番地

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン蕨  
所在地 埼玉県蕨市塚越五丁目120番地1他

## 2 変更しようとする事項

### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### ①荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

| 位 置   | 名 称     | 面 積               |
|-------|---------|-------------------|
| 建物南側  | 荷さばき施設A | 140m <sup>2</sup> |
| 建物北東側 | 荷さばき施設B | 219m <sup>2</sup> |
| 建物北西側 | 荷さばき施設C | 90m <sup>2</sup>  |
| 合 計   |         | 449m <sup>2</sup> |

位置は添付図面 No. 3(1) のとおり

(変更後)

| 位 置    | 名 称     | 面 積               |
|--------|---------|-------------------|
| 建物A南側  | 荷さばき施設A | 140m <sup>2</sup> |
| 建物A北東側 | 荷さばき施設B | 219m <sup>2</sup> |
| 建物A北西側 | 荷さばき施設C | 90m <sup>2</sup>  |
| 建物B西側  | 荷さばき施設D | 25m <sup>2</sup>  |
| 合 計    |         | 474m <sup>2</sup> |

位置は添付図面 No. 3(2) のとおり

#### ②廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

| 位 置  | 名 称     | 容 量              |
|------|---------|------------------|
| 建物南側 | 廃棄物保管施設 | 38m <sup>3</sup> |
| 合 計  |         | 38m <sup>3</sup> |

位置は添付図面 No. 3(1) のとおり

(変更後)

| 位 置   | 名 称      | 容 量              |
|-------|----------|------------------|
| 建物A南側 | 廃棄物保管施設A | 38m <sup>3</sup> |
| 建物B西側 | 廃棄物保管施設B | 4m <sup>3</sup>  |
| 合 計   |          | 42m <sup>3</sup> |

位置は添付図面No. 3(2) のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 名 称     | 利用することができる時間帯                           |
|---------|---|
| 荷さばき施設A | 午前6時00分から午後10時00分                       |
| 荷さばき施設B | 午後10時00分から翌午前1時00分、<br>午前3時00分から午前6時00分 |
| 荷さばき施設C | 午前6時00分から午後10時00分                       |

(変更後)

| 名 称     | 利用することができる時間帯                           |
|---------|---|
| 荷さばき施設A | 午前6時00分から午後10時00分                       |
| 荷さばき施設B | 午後10時00分から翌午前1時00分、<br>午前3時00分から午前6時00分 |
| 荷さばき施設C | 午前6時00分から午後10時00分                       |
| 荷さばき施設D | 午前6時00分から午後10時00分                       |

3 変更する年月日

令和8年7月26日

4 変更する理由

物販店舗棟（建物B）新設に伴い、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯が変更となるため。

## 5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
変更なし

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,723 m<sup>2</sup>

(新設物販店舗棟建物Bの店舗面積は届出店舗面積の10%を超過しません。)

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

位置は添付図面No.3(2)のとおり 収容台数 191台

②駐輪場の位置及び収容台数

位置は添付図面No.3(2)のとおり 収容台数 200台

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前0時00分 閉店時刻 翌午前0時00分 (24時間)

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時00分から翌午前0時00分 (24時間)

③駐車場の自動車出入口の数及び位置

| 位 置   | 名 称  | 出入口の数 | 備 考                    |
|-------|------|-------|------------------------|
| 計画地西側 | 出入口1 | 1か所   | 使用時間：24時間              |
| 計画地西側 | 出入口2 | 1か所   | 使用時間：24時間              |
| 計画地南側 | 出入口3 | 1か所   | 使用時間：午前6時00分から午後10時00分 |
| 合 計   |      | 3か所   |                        |

位置は添付図面No.3(2)のとおり

以上